

# 5

取り組みを  
支えるしくみ



### 基本方向

#### 都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

この計画に基づいて今後の都市づくりを展開していくため、取り組みを支えるしくみに関する方針を整理します。

前章までで整理してきたとおり、これからの都市づくりにおいては、既存の市街地や都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要となっています。そして、具体的な取り組みに際しては、そこで暮らしている市民をはじめ、企業や行政など都市の構成員が相互に役割と責任を担い合うことが求められます。

以上の認識のもと、ここでは、「都市づくりの取り組みにおける『協働』のしくみの充実」を基本方向として方針を整理しました。

### 基本方針 1

#### 取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりは、「企画・計画」の段階から「事業等の実施」を経て「維持・管理」の段階へと至り、さらに「評価・見直し」を踏まえて新たな「企画・計画」へとつながる、循環的な取り組みの積み重ねで進められます。

また、取り組みの対象は、都市全体を広く見渡すことが求められる広域的・根幹的な事項から、地域の個性や独自性の尊重が求められるきめ細かな事項まで、さまざまな広がりを持っています。そのため、取り組みの段階や対象の広がりに応じた多様な「協働」が求められます。

#### 取り組みの方向

ア 取り組みの各段階を通じた協働

- ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じて適切につくります。

イ 対象の広がりに応じた協働

- ・ 区域区分（線引き）や用途地域，周辺市と連絡する幹線道路など，広域的な影響を持つ事項については，多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため，行政の主体性と責任が強く求められます。そのため，行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと，具体の取り組みを進めます。
- ・ 地区計画や住宅市街地内の生活道路など，地域的な事項については，地域住民の自主的なかわりがとくに重要です。行政は，地域の自主的な活動への支援や，全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。

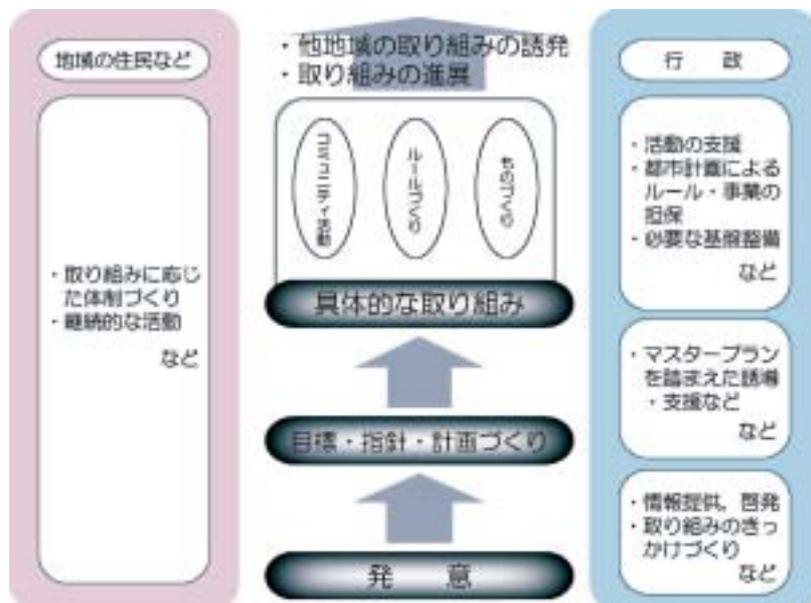
■対象の広がりに応じた協働(イメージ)



ウ 協働による地域の取り組みの推進

- ・ 地域の住民などの主体的な取り組みを行政が支援し，地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど，市民・企業・行政等の協働による地域の取り組みを推進します。その際，施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など，事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。

■協働による地域の取り組みの推進 (イメージ)



## エ 行政の取り組みの総合化

- ・ 個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・ 各種施策を効率的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。とくに、都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・ 上位計画の見直しや各種施策の展開状況などに応じて、このマスタープランの適切な見直しを行います。

## 基本方針 2

### 都市づくりにかかわる情報の共有

都市づくりの取り組みを「協働」によって推進していくうえでは、都市づくりにかかわる情報が市民・企業・行政等の各主体に開かれ、共有化されていることが基本となります。

#### 取り組みの方向

- ア 都市づくりについて考える素材となる情報の収集・提供
  - ・ 都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
  - ・ 情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
  - ・ 地域の自主的な活動の芽をはぐくむため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。
- イ 行政における相談・支援体制の充実
  - ・ 地域の自主的な活動を支えるため、取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

### 基本方針 3

#### 都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、とくに分かりやすさと手続きの透明性に配慮した適切な制度運用が必要です。

#### 取り組みの方向

ア 都市計画の案への市民意向の反映

- ・都市計画の案の作成に当たっては、説明会や公聴会の開催、計画提案制度<sup>\*63</sup>の適切な運用など、市民意向を把握し、案に反映するための取り組みを充実していきます。

イ 都市計画手続きの透明性の確保

- ・都市計画の決定に当たっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを広く、分かりやすく周知するとともに、意見聴取の機会を充実していきます。

\*63 計画提案制度 土地所有者などが、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることなどの条件を満たすことにより、都市計画の決定または変更を提案できる制度。2002（平成14）年の都市計画法改正により制度化された。